

令和2年1月17日

広島市長 様

広島市入札等適正化審議会
会長 神野 礼斉

答 申 書

令和元年12月27日付けで諮問のあった、市長等が発注する政府調達（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達をいう。）に関して当該政府調達に係る利害関係者が市長に申し立てた苦情の処理について、下記のとおり答申します。

記

1 審議会の結論

広島市入札等適正化審議会運営基本要綱第2条第2号に掲げる事項に係る審議に関する取扱要領第3条第1号に該当することから、却下すべきである。

2 苦情の内容

(1) 苦情申立人

○○○○○○○○○○

(2) 苦情に係る調達サービス

○○○○○○○○○○

(3) 苦情の趣旨

苦情申立人が最低入札価格者であったにもかかわらず、苦情申立人を落札者としなかった契約担当課長の判断は、仕様書に定められていないもので違法である。

令和元年12月10日の広島市調達情報公開システムの「結果情報」には、次順位者を落札者として決定した旨が掲載されており、これで、苦情申立人が落札者たり得ないことが明確となった。よって、広島市政府調達に関する苦情の処理手続に関する要綱第4条の苦情申立期間である10日間は12月11日から起算されるものである。

広島市委託業務低入札調査要綱では、「契約担当課長は、低入札価格審査委員会

の審議結果が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとするものである場合は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、当該最低価格入札者を落札者して決定しないものとする。」と定めている。この趣旨は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」によって判断するというものである。多分に主観的な要素が加わる判断基準ではあるが、公平公正を基準とする行政の執行に当たっては定められた「仕様書」等に適合するかどうかを基準になるものであり、契約担当課長の裁量に委ねられるものではない。

3 審議会の判断理由

(1) 広島市政府調達に関する苦情の処理手続に関する要綱第4条第1項の規定について

広島市政府調達に関する苦情の処理手続に関する要綱（以下「処理手続要綱」という。）第4条第1項は、「供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等及び法令のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たときから10日以内に、市長に対し書面により苦情を申し立てることができる。」と定めている。

(2) 苦情の原因となった事実を知り得た日について

ア 苦情申立人は、苦情申立て（以下「本件苦情申立て」という。）において「12月10日の広島市調達情報公開システムの「結果情報」には、次順位者に落札者として決定されたことが掲載されていました。これで、弊社が落札者たり得ないことが明確になりました。」と記載して、この日を苦情の原因となった事実を知り得た日とし、期間の初日は算入しないことから翌12月11日から起算されるため、本件苦情申立ては10日以内に行っている旨主張している。

イ 一方、11月29日付けで広島市長から保留通知書が届き、同日、担当課の職員から落札者としないうことに決定したとの電話連絡があった旨が本件苦情申立てに記載されている。

そこで、当該保留通知書の内容を確認したところ、「入札の結果、調査基準価格を下回る入札があったので、落札者の決定を保留します。低入札価格審査委員会の審査結果に基づき、最低価格入札者を落札者としないうことを決定したことから、次順位価格入札者に対して低入札価格調査等を実施する。」と記載されていることが確認できた。

ウ 本件苦情申立てに記載されている主張からすると、苦情申立人が落札者とならないうことが苦情の原因となっていることは明らかであるから、処理手続要綱第4条第1項に規定されている「苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たとき」とは、「最低価格入札者を落札者としないうことを決定した」旨記載された当該保留通知書が届いた11月29日であると解することが妥当である。

(3) 苦情申立ての期限について

処理手続要綱第2条第3号は、この要綱における期間に関して「期間の初日は算入しない。」と規定しているところ、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得た日は、上記(2)のとおり11月29日であると解することが妥当であることから、本件苦情申立ての期限は、11月29日の翌日である11月30日から起算して10日後の12月9日となる。

なお、処理手続要綱施行細則4(1)によると、郵送に係る苦情申立ての期限について、苦情申立ての書類が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなすと規定されている。

そこで、郵便により提出された本件苦情申立ての通信日付すなわち消印を確認したところ、12月14日であることを確認した。

したがって、本件苦情申立ては苦情申立期限に遅れて行われたものである。

(4) 苦情の申立てが遅れた正当な理由の有無について

なお、処理手続要綱第4条第6項によれば、「苦情が遅れて申し立てられた場合であっても、正当な理由があると認めるときには当該申立てを受理することができる。」と規定されていることから、本件苦情申立てが苦情申立期限に遅れて行われたことに正当な理由があったかどうかについても検討する。

この点、上記3(2)のとおり、苦情申立人は、最低入札価格者である苦情申立人が落札者とならないことを知り得た11月29日以降に本件苦情申立てを行うことができたものであり、また、広島市が苦情申立人を落札者としなかった理由を説明するため来訪した12月6日以降においても本件苦情申立てを行うことができたものであることから、本件苦情申立てが苦情申立期限に遅れて行われたことに特段の正当な理由は見当たらない。

(5) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

参 考

広島市入札等適正化審議会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
今 川 朱 美	広島工業大学工学部准教授
小 森 暢 之	弁護士
神 野 礼 斉 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
橋 本 清 勇	広島国際大学看護学部准教授
山 田 紳太郎	公認会計士